

公益財団法人日本バスケットボール協会 公認コーチライセンス制度

<趣旨>

第1条 バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上及びコーチの組織化をはかるため、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という）及び都道府県バスケットボール協会（以下「都道府県協会」という）と一体となって「公益財団法人日本バスケットボール協会公認コーチライセンス制度」を制定する。

JBA加盟チームは、それぞれJBAが認定したコーチライセンス取得者を、コーチとしておくよう努めなければならない。また、配置されたコーチを、JBA、都道府県協会及び日体協が主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。

<目的>

第2条 本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。

- (1) 多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること
- (2) バスケットボール競技の普及発展及び強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
- (3) コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。
- (4) 海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。

<コーチライセンスの種類と役割>

第3条 JBAが認定するコーチライセンスの種類と役割は、次のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ：トップリーグで指導する。
 - (2) JBA公認A級コーチ（日体協公認上級コーチ）：全国レベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。
 - (3) JBA公認B級コーチ（日体協公認コーチ）：ブロックレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。
 - (4) JBA公認C級コーチ（日体協公認上級指導員／日体協公認指導員）：都道府県レベルのチームにおいて、年齢、競技レベルに応じた技術指導にあたる。
 - (5) JBA公認D級コーチ：地区レベルのチームにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた技術指導等にあたる。
 - (6) JBA公認E-1級コーチ：チームにおいて、基礎的な指導にあたる。
 - (7) JBA公認E-2級コーチ：チームにおいて、チームの引率にあたる。
2. コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は別に定める。

<コーチの養成>

第4条 JBA、日体協及び都道府県協会は、第3条第1項各号のコーチライセンス取得のため、次のコーチ養成講習会を実施する。

- (1) J B A公認S級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (2) J B A公認A級コーチ養成講習会 (J B A及び日体協)
 - (3) J B A公認B級コーチ養成講習会 (J B A及び日体協)
 - (4) J B A公認C級コーチ養成講習会 (都道府県協会及び都道府県体育協会)
 - (5) J B A公認D級コーチ養成講習会 (都道府県協会)
 - (6) J B A公認E級コーチ養成講習会 (都道府県協会)
2. 前項の各コーチ養成講習会は () 内が担当する。
3. コーチ養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。

<コーチライセンスの認定及び登録>

第5条 コーチライセンスの認定及び登録は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項各号で定めたコーチ養成講習会を修了し、所定の検定試験に合格した者にJ B Aがコーチライセンスを認定する。
- (2) 前号により認定されたコーチは、別に定める「コーチ登録規程」に基づきJ B Aに登録しなければならない。

<リフレッシュ研修>

第6条 第5条により認定及び登録されたコーチは、J B A公認E - 1級コーチ及びJ B A公認E - 2級コーチを除き、別に定める「コーチ登録規程」に基づき、コーチライセンス取得後の研修会（以下「リフレッシュ研修」という）に参加しなければならない。

<指導者育成委員会>

第7条 J B A及び都道府県協会は、コーチ養成講習会の実施、コーチライセンスの認定及び登録、リフレッシュ研修の実施のため、指導者育成委員会を設置する。

2. コーチライセンス取得者相互の親睦・研鑽、資質、指導力の向上及びバスケットボール指導活動の促進方策について協議するためにJ B Aの指導者育成委員会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) バスケットボール競技の本質、指導に関する調査・研究
 - (2) コーチ養成のためのカリキュラム開発
 - (3) コーチライセンス取得者に対する研修
 - (4) 海外のコーチ及び競技者養成システムの調査・研究
 - (5) 上記各号の成果の公表

<指導者育成協議会>

第8条 本制度の発展とその円滑な運営方策等について協議するために、次に定める協議会を設置する。

- (1) 全国指導者育成協議会
各都道府県協会指導者育成委員会の委員長が出席し、本制度の発展とその円滑な運営方策等について協議する。
- (2) ブロック指導者育成協議会
9ブロック毎に、各都道府県協会指導者育成委員会委員長が出席し、コーチ養成講習会の運営方法、リフレッシュ研修のブロック開催方法等について協議する。

＜コーチライセンス取得者の権利＞

第9条 コーチライセンス取得者には、次に掲げる権利を与える。

- (1) J B Aが発信するコーチ向け情報の閲覧
 - (2) J B A及び都道府県協会が実施する研修会等への参加
 - (3) J B Aが主催する競技会（全日本総合バスケットボール選手権大会、全日本大学バスケットボール選手権大会、全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会、都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会）への入場（国際競技大会はその都度決定する）
- 但し、会場の安全確保のため入場制限を行う場合がある。

＜制度の改廃＞

第10条 本制度を改正又は廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。

附則

1. 本制度は、平成25年4月1日から施行する。

平成26年7月9日一部改定

平成27年4月1日一部改定